様式第２中「氏名　　印」を「届出者　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。
様式第３中「届出者　氏名　　印」を「届出者　氏名　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。
様式第４中「依頼者　氏名　　印」を「依頼者　氏名　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。
様式第５中「申請者　住所　　印」を「申請者　氏名　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。
様式第６中「届出者　住所　　印」を「届出者　氏名　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。
様式第７中「申請者　氏名　　印」を「申請者　住所　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。
様式第８中「申請者　住所　　印」を「申請者　氏名　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。
様式第９中「申請者　氏名　　印」を「申請者　住所　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。
様式第10中「主　務　大　臣　　印」を「主　務　大　臣」に改める。
様式第15中「主　務　大　臣　　印」を「主　務　大　臣」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十三条第三項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「申請者　氏名　　印」を「申請者　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考23までを一ずつ繰り上げる。

様式第二中「申請者　氏名　　印」を「申請者　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考21までを一ずつ繰り上げる。

様式第三中「申請者　氏名　　印」を「申請者　住所」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考26までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省環境省令第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十三条第三項の規定に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

文部科学大臣　末松　信介
環境大臣　山口　壮

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「申請者　氏名　　印」を「申請者　住所　　氏名　　印」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考22までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。